

静岡市違反広告物等是正指導事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）及び静岡市屋外広告物条例（平成15年静岡市条例第229号。以下「条例」という。）の規定に違反する屋外広告物及び掲出物件（以下「違反広告物等」という。）の是正指導事務（以下「是正指導事務」という。）に関し、必要な事項を定める。

第2 違反広告物等

この要領における「違反広告物等」とは、条例第6条に規定するものを除く以下のものをいう。

- 1 条例第3条に規定する特別規制地域内に表示又は設置されている屋外広告物及び掲出物件（以下「広告物等」という）
- 2 条例第4条に規定する禁止物件に表示又は設置されている広告物等
- 3 条例第5条に規定する普通規制地域内に市長の許可を受けることなく表示又は設置されている広告物等
- 4 条例第6条第4項及び第5項に規定する広告物等で市長の許可を受けることなく表示又は設置されている広告物等
- 5 条例第9条に規定する禁止広告物に該当する広告物等

第3 調査

- 1 是正指導事務を担当する職員（以下「職員」という。）は、管内の巡回により違反の疑いのある広告物等を発見したとき、又はこれらに関する市民からの通報を受けたときは、現地を調査し、事実の確認を行う。
- 2 調査は、調査時の現況を写真及び図書で記録する。写真撮影にあたっては、撮影年月日を判明できるようにする。
- 3 職員は、調査にあたっては必ずその身分を示す証明書（条例第23条第2項）を携行し、関係人の請求があれば提示する。
- 4 住居の敷地等私有地に立ち入る場合には、あらかじめその居住者等の承諾を得ておく。（承諾が得られないときは、広告物等の倒壊等により公衆に対するさし迫った危害が予想される場合を除き、立入らない。）また、立入りに際しては、土地を踏み荒らしたり、器物を損壊したりすることがないように、細心の注意を払う。
- 5 調査の結果、違反広告物等に該当すると認められるときは、違反広告物台帳（様式第1号）を作成する。

第4 是正指導等の相手方

第6以下で定める是正指導等は、広告主、管理者又は屋外広告業者のうち、状況に応じて判断した者（以下「指導等の相手方」という。）に対して実施する。

第5 是正指導方針の決定

違反の内容を検討し、当該違反広告物等の是正指導方針を決定する。また、他法令に抵触すると認められるときは、関係機関に連絡し、当該機関と協議する。

第6 許可基準に適合しているが、無許可で掲出されている広告物等の指導

許可基準に適合しているが、無許可で掲出されている広告物等に対しては、次により、許可申請を行うよう指導する。

- 1 広告物等に表示された連絡先等に電話又は訪問し、指導等の相手方に法令違反である旨を伝えるとともに、申請指導文書（様式第2号）等の郵送先を確認する。
- 2 申請指導文書、屋外広告物許可申請書の用紙及び屋外広告物制度解説パンフレット（又はその写し）を郵便により送付する。申請指導文書中の申請期限は、発送の日から2週間程度経過した日とする。
- 3 2の申請期限までに許可申請がないときは、申請再指導文書（様式第3号）を郵便により送付し、条例第21条第1項の規定に基づき条例に違反している旨のシールを貼付することを併せて予告する。申請再指導文書中の申請期限は、発送の日から2週間程度経過した日とする。
- 4 3の申請期限までに許可申請がないときは、条例第21条第1項の規定に基づき条例に違反している旨のシールを貼付する。シールの貼付は行政代執行と異なり、単に違反の事実を告知する行為であるため、広告物等の効用を妨げないよう、表示面のうち文字が書かれていない部分等に貼付する。シール貼付後、2週間を経過しても許可申請がないときは、条例第20条第1項の措置命令を行う。措置命令については、第12の規定による。

第7 許可基準に適合していない広告物等の是正指導

許可基準に適合していない広告物等の是正指導にあたっては、次により、除却又は許可基準に適合するよう改修することのいずれかを選択させ、その履行について指導する。

- 1 広告物等に表示された連絡先等に電話又は訪問し、指導等の相手方に法令違反である旨を伝えるとともに、是正指導文書（様式第4号）等の郵送先を確認する。
- 2 是正指導文書、屋外広告物是正計画書（様式第5-1号及び様式第5-2号）の用紙及び屋外広告物制度解説パンフレット（又はその写し）を郵便により送付する。是正計画書の提出期限は、発送の日から2週間程度経過した日とし、是正期限は、是正計画書の提出日から3月以内とする。

- 3 2の提出期限までには是正計画書の提出がないときは、是正督促文書（様式第6号）を郵便により送付し、条例第21条第1項の規定に基づき条例に違反している旨のシールを貼付することを併せて予告する。是正督促文書中の是正計画書の提出期限は、発送の日から2週間程度経過した日とする。
- 4 是正計画書が提出されたときは、次により取り扱う。
 - (1) 計画内容を審査し、必要な補正を指導する。
 - (2) 計画内容が是正指導内容に適合するときは、是正計画書を提出した者に、確認通知書（様式第7号）により通知し、是正期限までには是正がされないときは、条例第21条第1項の規定に基づき条例に違反している旨のシールを貼付することを併せて予告する。

なお、改修により是正する場合で、許可申請が必要となる場合は、許可申請書の用紙を送付し、改修に着手するまでに市長の許可を受けるよう指導する。またこの場合、許可シールは是正完了届（様式第8号）が受理された後に送付する。
 - (3) 是正期限までの間、適宜進捗状況を確認する。
 - (4) 是正期限までには是正されない場合は、6により取り扱う。
- 5 違反広告物等の是正が完了したときは、是正完了届（様式第8号）及び是正後の寸法が確認できる写真の提出を求める。
- 6 3の提出期限までには是正計画書の提出がないとき、又は是正期限までには是正がされないときは、条例第21条第1項の規定に基づき条例に違反している旨のシールを貼付する。シールの貼付は行政代執行と異なり、単に違反の事実を告知する行為であるため、広告物等の効用を妨げないよう、表示面のうち文字が書かれていない部分等に貼付する。シール貼付後、2週間を経過しても是正計画書の提出がないとき、又は是正期限までには是正がされないときは、条例第20条第1項の措置命令を行う。措置命令については、第12の規定による。

なお、違反広告物等の表示又は設置場所として土地を提供している者に対し、必要に応じて文書（様式第9号）により、協力を依頼する。

第8 禁止物件に掲出されている広告物等の是正指導

禁止物件に掲出されている広告物等の是正指導にあたっては、次により、除却することを指導する。

- 1 広告物等に表示された連絡先等に電話又は訪問し、指導等の相手方に法令違反である旨を伝えるとともに、是正指導文書（様式第10号）等の郵送先を確認する。
- 2 以後の処理は「第7 許可基準に適合していない広告物等の是正指導」の2以降に準じて行う。この場合において、屋外広告物是正計画書は様式第5-1号とし、督促の是正指導文書は様式第11号とする。

第9 禁止広告物等の是正指導

禁止広告物等の是正指導にあたっては、次により、除却又は条例に適合するよう改修することを指導する。ただし、是正の緊急性が認められる場合は、その物件を発見すると同時に、指導等の相手方に対し、電話又は訪問により必要な措置を指導し、条例第20条第1項の措置命令を行う。措置命令については、第12の規定による。

- 1 広告物等に表示された連絡先等に電話又は訪問し、指導等の相手方に法令違反である旨を伝えるとともに、是正指導文書（様式第12号）等の郵送先を確認する。
- 2 以後の処理は「第7 許可基準に適合していない広告物等の是正指導」の2以降に準じて行う。この場合において、督促の是正指導文書は様式第13号とする。

第10 貼り紙、貼り札等、広告旗及び立看板等の取り扱い

違反広告物等のうち法第7条第4項に規定されている貼り紙、貼り札等、広告旗及び立看板等（以下「違反立看板等」という。）については、次のとおり取り扱う。

1 簡易除却

簡易除却を行う職員は、名札及び身分証明書を携帯する。（当該職員の指揮監督の下で事実行為として作業をする者を除く。）

2 保管

- (1) 貼り紙を除く違反立看板等については保管の義務がある（法第8条第1項）ため、汚損、破損又は盗難の防止に留意するとともに、所有者等から返還の申出があったときに速やかに返還できるよう、保管場所を明確にし、除却日等を整理して保管するよう努める。

なお、保管場所が屋内に確保できない場合は、屋外でも止むを得ない（当該物件はもともと屋外に設置されているため）。

- (2) 「保管広告物又は掲出物件一覧簿」（規則様式第20号）を速やかに作成して都市局建築部建築総務課（以下「建築総務課」という。）に備え、関係者には自由に閲覧させる（条例第25条の2第3項）。なお、「保管広告物又は掲出物件一覧簿」の保存年限は1年とする。

- (3) 保管は、3の公示を行った日から7日以上行う（条例第25条の3）。

3 公示

- (1) 法第8条第2項の公示は、様式第14号により速やかに行う。
- (2) 保管を始めた日から起算して1週間公告する。

4 売却又は廃棄

- (1) 違反立看板等は、所有者等から返還を求められることなく、2（3）の保管を終了した場合、法第8条第3項の要件を満たすものは売却、法第8条第4項の要件を満たすものは廃棄することができる。
- (2) 違反立看板等を売却する必要がある場合の手続は、条例第25条の3による。

5 返還

違反立看板等を返還する際の手続は条例第 25 条の 4 により、受領書の様式は規則様式第 21 号による。その際、「氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法」として、身分証明書（運転免許証、健康保険証等）の提示を求める。

ただし、反復継続して違反を行う等特に悪質と思われる者については、口頭注意のうえ、今後違反行為を行わない旨の誓約書（様式第 15 号）の提出を求める。

6 警告書の送付

(1) 反復継続して違反立看板等の掲出を行っている者が再び違反立看板等を掲出した場合、警告書（様式第 16 号）により、速やかに所有者等に対し警告を行う。

(2) 2 回以上警告書の送付を受けた者が、さらに重ねて違反立看板等を掲出した場合は、その者に対して、条例第 20 条第 1 項の規定に基づき措置命令を行う。措置命令については、第 12 の規定による。

7 委任団体による簡易除却物件の取り扱い

委任団体が除却した物件については、次のとおり取り扱う。

(1) 委任団体から、当該物件を生涯学習施設に仮置きした旨の連絡があった場合は、速やかにこれを引き取り、2 から 6 までの処理を行う。

(2) 委任団体から、当該物件の引き取りの依頼があった場合は、速やかに出向いてこれを引き取り、2 から 6 までの処理を行う。

8 委託業者による簡易除却後の事務処理

中電興業株式会社、東海広業株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「委託業者」という。）と個々に締結している違反広告物除却業務委託契約に基づき、「違反広告物除却業務実施状況報告書」が提出された場合は、同報告書の内容に基づき、速やかに 3 の公示の手続を行う。その際、公示内容及び「保管広告物又は掲出物件一覧簿」の「保管の場所」欄には、該当する委託業者の名称を記載する。また、返還については建築総務課が窓口となるので、返還の申出があった場合は、該当する委託業者と連絡を取って処理する。

第 11 過失なくして所有者等を確知できない場合の取り扱い

1 表示内容、設置場所等から調査の上、なお当該所有者等を確知できないときは、条例第 20 条第 2 項に基づき当該違反広告物等に対し、必要な措置を行う。ただし、掲出物件を除却する場合は、公告の手続を行う。なお、調査の状況については、過失なくして所有者等を確知できないことを立証するための資料となるので注意する。

2 公告の期限が到来し、かつ、所有者等が判明しなかった場合、当該広告物を除却し、保管する。

3 除却した物件については、第 10 の 2 以下に準じて取り扱う。ただし、以下の点に留意する。

- (1) 第 10 の 3 (2) の公示の期間は、保管を始めた日から 2 週間である (条例第 25 条の 2 第 2 項第 1 号)。
- (2) 第 10 の 2 (3) の保管は公示の日から 6 月行う。
- (3) 当該違反広告物等の価額の評価が概ね 10 万円以上であるときは、法第 8 条第 3 項第 2 号の「特に貴重な広告物又は掲出物件」に該当するものとみなす。したがって、公示期間満了時に所有者等が不明の場合は、公示の要旨を告示する (条例第 25 条の 2 第 2 項第 2 号)。
- (4) (3) に該当する違反広告物等は、公示の日から 6 月経過しても返還ができない場合に売却が可能となる (条例第 25 条の 3 第 1 項第 2 号)。
- (5) 公示の日から 6 月を経過しても所有者等に返還できない場合は、当該違反広告物等の所有権は市に帰属することになる (法第 8 条第 7 項)。その後は市の財産として取り扱うことになるので、価値がないものとして廃棄する場合は、静岡市物品管理規則に基づき不用品決定の手続をとる。

第 12 措置命令

第 6 の 4 、第 7 の 6 、第 8 の 2 、第 9 の 2 及び第 10 の 6 (2) で行う措置命令については、以下のとおりとする。

- 1 命令に先立って、原則として、静岡市行政手続条例 (平成 15 年静岡市条例第 8 号) 第 13 条第 1 項第 2 号の規定により、「弁明の機会の付与通知書」(静岡市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則様式第 13 号) 及び「弁明書」(同規則様式第 12 号) の用紙を配達証明郵便により送付する。弁明書の提出期限は、発送の日から 1 週間程度経過した日とする。
なお、静岡市行政手続条例第 13 条第 2 項第 3 号の規定に該当する場合については、弁明の機会を付与しなくてもよい。
- 2 弁明書を確認し、措置命令書 (様式第 17 号) を配達証明郵便で送付する。是正の期限は、原則として、発送の日から 2 週間程度経過した日とする。
- 3 命令時 (命令書の日付と同日) における現場の状況を記録するため、写真撮影を行い、後日の証拠として保存する。
- 4 命令は、違反の内容、程度等を勘案のうえ、良好な景観を形成し若しくは風致を維持し又は公衆に対する危害を防止するために必要な範囲で行う。

第 13 命令後の措置

- 1 第 12 による措置命令に従わないときは、督促状 (様式第 18 号) を配達証明郵便により送付する。措置命令のうち除却命令に従わないときは、条例第 21 条第 2 項の規定に基づき除却命令に違反している旨のシールを貼付することを併せて予告する。シール貼付までの期間は、督促状の発送の日から 2 週間程度経過した日とする。

- 2 シールの貼付は行政代執行と異なり、除却命令に従わない事実を告知する行為であるため、広告物等の効用を妨げないように、表示面のうち文字が書かれていない部分等に貼付する。
- 3 督促状の送付又はシールの貼付後も違反が是正されなかったときは、法第7条第3項に基づく措置の実施、指導等の相手方に対する罰則の適用、屋外広告業者に対する処分その他必要な措置を講ずる。

第14 刑事告発

- 1 第12による措置命令に従わないときは、警察署と告発の可否について協議し、これが整い次第、速やかに告発する。
- 2 告発したときは、告発内容を市のホームページに掲載し、併せて、報道機関等に情報提供する。

附 則

この要領は、平成28年2月1日から施行する。

様式第1号

違反広告物台帳

整理番号		調査年月日時	年	月	日	時	分	
設置場所								
規制地域	第1種特別	第2種特別	第1種普通	第2種普通	その他			
広告主	住所							
	氏名					連絡先		
管理者	住所							
	氏名					連絡先		
施工者	住所							
	氏名					連絡先		
土地又は建物所有者	住所							
	氏名					連絡先		
文書郵送先	住所							
	氏名					連絡先		
違反内容	無許可	基準不適合	禁止物件	禁止広告物	その他			
違反根拠	静岡市屋外広告物条例第 条第 項第 号							
広告物の表示内容	自家広告 案内広告 一般広告							
広告物の種類等	広告物の種類	表示内容	縦(m)	横(m)	表示面(面)	面積(m ²)	高さ(m)	照明有無
指導経過	電話指導年月日	・	・	・	・	・	・	
	電話指導年月日	・	・	・	・	・	・	
	文書	発送日		履行期限等		内容		
	第1回	・	・	・	・			
	第2回	・	・	・	・			
	第3回	・	・	・	・			
	第4回	・	・	・	・			
備考								
作成者職氏名				作成年月日				

様

静岡市長 氏名

屋外広告物の許可申請について（通知）

静岡市では、屋外広告物法に基づく「静岡市屋外広告物条例」を制定し、良好な景観の形成と危険防止の視点から、屋外広告物の表示・設置に関し、皆様に守っていただくルールを定めています。

あなたが表示（設置、管理）している下記の屋外広告物は、静岡市屋外広告物条例第 条の第 種 規制地域にあり、表示・設置にあたっては、同条例第 条により市長の許可が必要です。

つきましては、当該屋外広告物を御確認のうえ、同封の「屋外広告物許可申請書」に必要書類を添えて、 年 月 日までに許可申請の手続きをするようお願いいたします。

なお、許可申請にあたっては、許可申請手数料が必要となりますので、詳しくは別紙をご覧ください。

ご不明な点がございましたら、下記問合せ先までご連絡願います。お問い合わせの際は、下記の整理番号をお知らせください。

記

- 1 整理番号
- 2 表示（設置）場所
- 3 規制地域
- 4 広告物の表示の内容
- 5 広告物の種類等

問合せ先
担当課
住所
電話番号

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

屋外広告物の許可申請について（督促）

あなたが表示（設置、管理）している下記の屋外広告物は、静岡市屋外広告物条例第 条の第○種○○規制地域にあり、表示・設置にあたっては、同条例第○条により市長の許可が必要なため、 年 月 日付け 第 号により許可申請されるよう通知しましたが、いまだに申請されておられません。

つきましては、送付済みの「屋外広告物許可申請書」に必要書類を添えて、 年 月 日までに許可申請の手続きをしてください。

なお、期限までに許可申請手続きがされない場合は、同条例第21条第1項に基づき、当該屋外広告物が同条例に違反している旨を記したシールを貼付することにより、条例に違反している旨を公表します。

記

- 1 整理番号
- 2 表示（設置）場所
- 3 規制地域
- 4 広告物の表示の内容
- 5 広告物の種類等

問合せ先

担当課

住所

電話番号

※ 条例に違反している旨を記したシールを無断で剥がした者は、刑法により罰せられることがあります。許可証が届いた後に自ら剥がすこと。なお、このシールにより、表示面の剥離、破損等があった場合においても本市は責任を負いません。

様

静岡市長 氏 名

屋外広告物是正計画書の提出について（通知）

静岡市では、屋外広告物法に基づく「静岡市屋外広告物条例」を制定し、良好な景観の形成と危険防止の観点から、屋外広告物の表示・設置に関し、皆様に守っていただくルールを定めています。

あなたが表示（設置、管理）している下記の屋外広告物は、静岡市屋外広告物条例第 条の第〇種〇〇規制地域にあり、その許可基準に適合していません。

つきましては、除却するか、許可基準に適合するよう改修するかを検討のうえ、別紙「屋外広告物是正計画書」を、 年 月 日までに提出してください。

ご不明な点がありましたら、下記問合せ先までご連絡願います。お問い合わせの際は、下記の整理番号をお知らせください。

記

- 1 整理番号
- 2 表示（設置）場所
- 3 規制地域
- 4 広告物の表示の内容
- 5 広告物の種類等
- 6 許可基準に適合していない事項

是正計画書の提出及び問合せ先
担当課
住所
電話番号

屋外広告物是正計画書（除却）

（宛先） 静 岡 市 長

〒
住 所 []
提出者 氏 名 [] 印
電話番号

整理番号	
屋外広告物の表示（設置）場所	
広告物の表示内容	
広告物の種類等	
是正内容	除却
是正期限	是正計画書提出から 日以内（最長 3 か月）に除却し、除却後は、直ちに是正完了届を提出します。

上記のとおり是正計画書を提出します。

注） 1 提出者氏名欄には、提出者が署名し、又は記名押印してください。ただし、提出者が法人の場合は、記名押印してください。

屋外広告物是正計画書（改修）

（宛先） 静 岡 市 長

住所	〒	}	①
広告主 氏名			
電話番号			
住所	〒	}	①
施工者 氏名			
電話番号			

整理番号	
屋外広告物の 表示（設置）場所	
広告物の表示内容	
広告物の種類等	
是正内容	
許可申請等	是正計画書が受理されてから、是正を開始するまでの間に、是正後の屋外広告物の許可申請手続きを行います。
是正期限	是正計画書提出から 日以内（最長 3 か月）に改修し、完了後は、直ちに是正完了届を提出します。

上記のとおり是正計画書を提出します。

- 注) 1 提出者氏名欄には、提出者が署名し、又は記名押印してください。ただし、提出者が法人の場合は、記名押印してください。
- 2 是正後の形状がわかる図面を添付してください。
- 3 許可シール受け渡しは、是正完了届の受理後になります。

様

静岡市長 氏 名

屋外広告物是正計画書の提出について（督促）

あなたが表示（設置、管理）している下記の屋外広告物について、静岡市屋外広告物条例に規定する許可基準に適合していないため、年 月 日付け 第 号により屋外広告物是正計画書を提出するよう通知しましたが、いまだに提出されておられません。

つきましては、送付済みの「屋外広告物是正計画書」を、年 月 日までに提出してください。

なお、期限までには是正計画書が提出されない場合は、静岡市屋外広告物条例第21条第1項に基づき、当該屋外広告物が同条例に違反している旨を記したシールを貼付することにより、条例に違反している旨を公表します。

記

- 1 整理番号
- 2 表示（設置）場所
- 3 規制地域
- 4 広告物の表示の内容
- 5 広告物の種類等
- 6 許可基準に適合していない事項

是正計画書の提出及び問合せ先
担当課
住所
電話番号

※ 条例に違反している旨を記したシールを無断で剥がした者は、刑法により罰せられることがあります。是正完了届（様式第 8 号）の提出後に自ら剥がすこと。なお、このシールにより、表示面の剥離、破損等があった場合においても本市は責任を負いません。

様

静岡市長 氏 名

屋外広告物是正計画書の確認について（通知）

あなたが表示（設置、管理）している下記の屋外広告物について、 年 月 日
付で提出された屋外広告物是正計画書が、是正指導内容に適合していることを確認しまし
たので通知します。

改修による場合は、改修後の屋外広告物について、許可申請を行い、市長の許可を受け
てから改修に着手してください。

また、是正完了後は、直ちに是正完了届（別添様式第8号）を提出してください。

なお、期限までに是正されない場合は、静岡市屋外広告物条例第21条第1項に基づき、
当該屋外広告物が同条例に違反している旨を記したシールを貼付することにより、条例に
違反している旨を公表します。

記

- 1 整理番号
- 2 表示（設置）場所
- 3 規制地域
- 4 広告物の表示の内容
- 5 広告物の種類等

問合せ先

担当課

住所

電話番号

※ 条例に違反している旨を記したシールを無断で剥がした者は、刑法により罰せられることがあ
ります。是正完了届（様式第8号）の提出後に自ら剥がすこと。なお、このシールにより、表
示面の剥離、破損等があった場合においても本市は責任を負いません。

屋外広告物是正完了届

(宛先) 静 岡 市 長

〒
住 所 ()
届出者 氏 名 () 印
電 話 番 号

下記の屋外広告物の是正については、 年 月 日付け 第 号で確認
を受けた屋外広告物是正計画書に基づき、必要な措置を行いましたので、届け出ます。

記

- 1 整理番号
- 2 完了した是正措置の内容

注) 1 提出者氏名欄には、提出者が署名し、又は記名押印してください。ただし、提出者が法人の場合は、記名押印してください。
2 是正後の寸法が確認できる写真を添付して下さい。

様

静岡市長 氏名

違反屋外広告物の是正に対する協力について（依頼）

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は、屋外広告物行政に対してご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。
静岡市では、良好な景観の形成及び公衆への危害防止を目的に、屋外広告物規制を行っております。

さて、（業者名）が、あなたの所有する土地（物件）に設置している下記の屋外広告物については、静岡市屋外広告物条例（平成15年静岡市条例第229号）第 条第 項第 号に違反しており、再三の指導にもかかわらず是正されておられません。

つきましては、あなた様からもこの違反広告物が速やかに撤去（条例に適合するよう改修）されるよう、設置者に対し働きかけ等のご協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 設置場所
- 2 広告物の種類等
- 3 表示の内容
- 4 条例に適合していない事項

問合せ先

担当課

住所

電話番号

様

静岡市長 氏 名

屋外広告物是正計画書の提出について（通知）

静岡市では、屋外広告物法に基づく「静岡市屋外広告物条例」を制定し、良好な景観の形成と危険防止の視点から、屋外広告物の表示・設置に関し、皆様に守っていただくルールを定めています。

あなたが表示（設置、管理）している下記の屋外広告物は、静岡市屋外広告物条例に規定する屋外広告物の設置を禁止している禁止物件に表示（設置）されております。

つきましては、当該屋外広告物の除却計画を検討のうえ、別紙「屋外広告物是正計画書（除却）」を、 年 月 日までに提出してください。

記

- 1 整理番号
- 2 表示（設置）場所
- 3 広告物の表示の内容
- 4 広告物の種類等

是正計画書の提出及び問合せ先
担当課
住所
電話番号

様

静岡市長 氏 名 印

屋外広告物是正計画書の提出について（督促）

あなたが表示（設置、管理）している下記の屋外広告物について、静岡市屋外広告物条例に規定する屋外広告物の設置を禁止している禁止物件に表示（設置）されているため、
年 月 日付け 第 号により屋外広告物是正計画書を提出するよう通知しましたが、いまだに提出されておられません。

つきましては、送付済みの「屋外広告物是正計画書（除却）」を、年 月 日までに提出してください。

なお、期限までに是正計画書が提出されない場合は、静岡市屋外広告物条例第21条第1項に基づき、当該屋外広告物が同条例に違反している旨を記したシールを貼付することにより、条例に違反している旨を公表します。

記

- 1 整理番号
- 2 表示（設置）場所
- 3 広告物の表示の内容
- 4 広告物の種類等

是正計画書の提出及び問合せ先
担当課
住所
電話番号

※ 条例に違反している旨を記したシールを無断で剥がした者は、刑法により罰せられることがあります。なお、このシールにより、表示面の剥離、破損等があった場合においても本市は責任を負いません。

様

静岡市長 氏 名 印

屋外広告物是正計画書の提出について（通知）

静岡市では、屋外広告物法に基づく「静岡市屋外広告物条例」を制定し、良好な景観の形成と危険防止の視点から、屋外広告物の表示・設置に関し、皆様に守っていただくルールを定めています。

あなたが表示（設置、管理）している下記の屋外広告物は、静岡市屋外広告物条例第9条に規定する禁止広告物です。

つきましては、除却するか、同条例に適合するよう改修するかを検討のうえ、別紙「屋外広告物是正計画書」を 年 月 日までに提出してください。

記

- 1 整理番号
- 2 表示（設置）場所
- 3 規制地域
- 4 広告物の表示の内容
- 5 広告物の種類等
- 6 条例に適合していない事項

是正計画書の提出及び問合せ先

担当課

住所

電話番号

様

静岡市長 氏 名 印

屋外広告物是正計画書の提出について（督促）

あなたが表示（設置、管理）している下記の屋外広告物について、静岡市屋外広告物条例第9条に規定する禁止広告物であるため、 年 月 日付け 第 号により屋外広告物是正計画書を提出するよう通知しましたが、いまだに提出されておられません。

つきましては、別紙「屋外広告物是正計画書」を 年 月 日までに提出してください。

なお、期限までに是正計画書が提出されない場合は、静岡市屋外広告物条例第21条第1項に基づき、当該屋外広告物が同条例に違反している旨を記したシールを貼付することにより、条例に違反している旨を公表します。

記

- 1 整理番号
- 2 表示（設置）場所
- 3 規制地域
- 4 広告物の表示の内容
- 5 広告物の種類等
- 6 条例に適合していない事項

是正計画書の提出及び問合せ先

担当課

住所

電話番号

※ 条例に違反している旨を記したシールを無断で剥がした者は、刑法により罰せられることがあります。是正完了届（様式第8号）の提出後に自ら剥がすこと。なお、このシールにより、表示面の剥離、破損等があった場合においても本市は責任を負いません。

公 告

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により、広告物等の制限に違反した広告物又は掲出物件を除却、保管したので、同条第2項及び静岡市屋外広告物条例（平成15年静岡市条例第229号）第25条の2第1項の規定に基づき、当該広告物又は掲出物件を返還するため、次のとおり公告する。

年 月 日

静岡市長 氏 名 印

1 保管した広告物の種類等

整理 番号	種類	形状	数量	放置されて いた場所	除却 年月日	保管を始めた 年月日時	保管 場所	備考

2 保管する期限

年 月 日

ただし、保管した広告物等につき、公告の日から起算して 日を経過してもなお当該広告物等の引取りがない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、静岡市屋外広告物条例第25条の3の規定により当該広告物等を売却し、その売却した代金を標記の期限まで保管するものとする。この場合において、当該広告物等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、廃棄等の処分とし、当該広告物等の保管期限は、当該売却手続の終了をもってその期限とする。

3 保管及び返還を行う場所

4 返還の手続先

様

静岡市長 氏 名 印

警 告 書

あなたが下記の場所に表示（設置）している屋外広告物は、静岡市屋外広告物条例第4条第 項第 号の規定に違反し、広告物の表示（設置）を禁止している物件に表示（設置）されていたので、

※（貼り紙の場合）撤去し、処分しました。

※（貼り札・立看板の場合）撤去しました。

条例第4条第 項第 号の規定に違反する行為は、同条例第38条の規定に基づき、罰金刑（30万円以下の罰金）を科される行為にあたりますので、今後このような違反行為を繰り返すことのないよう警告します。

記

- 1 表示（設置）場所
- 2 広告物の表示の内容
- 3 広告物の種類等
- 4 その他

撤去した物件については、当事務所において 年 月 日まで保管するので、別添誓約書に記載の上、引き取りに来てください。なお、引き取りに来ない場合は、当所において処分します。

連絡先

担当課

住所

電話番号

住 所

氏 名 様

静岡市長 氏 名 印

違反広告物に対する是正措置命令書

当職は、静岡市屋外広告物条例（平成15年条例第229号）第20条第1項の規定により、貴社に対し、次の措置を履行することを命じます。

なお、期限までに措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても上記期限までに完了する見込みがないときは、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第3項の規定により、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条から第6条に定めるところに従い、当職においてその措置を履行し、その費用を徴収します。

記

1 措置を命ずる屋外広告物

(1) 表示又は設置の場所

(2) 表示内容

(3) 種類

2 命ずる措置の内容

1に示す屋外広告物について、年 月 日までに除却（是正）すること。

3 措置を命ずる理由

4 （静岡市行政手続条例第13条第2項に該当しない理由）※該当しないとき

5 教示

(1) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、静岡市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

(2) この処分については、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6箇月以内に、静岡市を被告として（訴訟において静岡市を代表する者は静岡市長となります。）、処分の取消しの訴

えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先

担当課

住所

電話番号

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

督 促 状

年 月 日付け 第 号（別添写し）にて行った違反広告物に対する是正措置命令に対する是正（是正期限 年 月 日）が、いまだ行われておりません。つきましては、年 月 日までに前述是正措置命令による措置を履行することを再度命じます。

年 月 日までに是正措置を行わない場合には、静岡市屋外広告物条例第21条第2項の規定に基づき、当該屋外広告物が除却命令に違反している旨を記したシールを貼付することにより、除却命令に違反している旨を公表します。※除却命令時のみ

問合せ先

担当課

住所

電話番号

※ 除却命令に違反している旨を記したシールを無断で剥がした者は、刑法により罰せられることがあります。なお、このシールにより、表示面の剥離、破損等があった場合においても本市は責任を負いません。 ※除却命令時のみ